

新病院ネットワーク設計業務公募型プロポーザル審査要領

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の要件をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「新病院ネットワーク設計業務公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の方法

- (1) 企画提案書、プレゼンテーション及び質疑により審査を行う。
- (2) 審査委員は、プレゼンテーション及び質疑の終了後、審査基準に基づき審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査の終了後、審査結果(得点)を集計し、合計得点が最高であり、かつ、審査委員の半数以上が最高点数を付けた提案を採用、随意契約の相手方となる候補者を選定する。
- (4) 前項に該当する参加者がいない場合、審査委員会においてそれぞれの評価を総合的に審査し、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

3 プレゼンテーション

プレゼンテーションを下記により開催する。参加者は提出した企画提案書に基づき、新病院ネットワーク設計業務に対する総合的な考え方、本受託について特にアピールしたい点などについてプレゼンテーションを行う。

(1) 開催時期及び場所

開催時期：令和7年6月上旬予定

場 所：岩見沢市立総合病院 講堂(2階)

※詳細については、別途通知する。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションの時間配分は1社20分以内とする。プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を10分設ける。順番については別途通知する。

4 審査の項目

(1) 審査項目は下記8項目とする。

- ① 会社の経営基盤
- ② 情報ネットワーク設計業務の受託実績
- ③ スケジュール策定・管理
- ④ 内線通話環境への対策
- ⑤ 安定した通信・セキュリティ対策
- ⑥ 事業費の縮減
- ⑦ フリー提案
- ⑧ 業務コストの妥当性

- (2) 項目評価点は5段階とし、企画提案書に記述がない場合または仕様を満たしていない場合は0点とする。
- (3) それぞれの項目の重要度に応じて加点を設定し、評価点に乗じる。

附 則

この要領は令和6年12月25日から施行する。